

兵庫県警察通信指令業務運営規程

平成10年1月1日
本部訓令第2号

兵庫県警察通信指令業務運営規程を次のように定める。

記

(趣旨)

第1条 この規程は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号）に定めるもののほか、兵庫県警察本部通信指令室（以下「通信指令室」という。）及び警察署通信室における通信指令業務の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察署通信室 警察署において通信指令業務を行うため、兵庫県警察無線通信運用規程（平成29年兵庫県警察本部訓令第13号。以下「通信運用規程」という。）第3条第14号に規定する固定局又は同条第15号に規定する基地局を設置した場所をいう。
- (2) 110番通報等 110番通報、緊急通報システムその他の手段により行われる通報をいう。
- (3) 無線自動車等 警ら用無線自動車、捜査用無線自動車、交通取締用無線自動車その他の無線自動車並びに警察用船舶及び警察用航空機をいう。
- (4) 緊急事案 事件事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認められる事案をいう。
- (5) 通信指令ネットワークシステム 通信指令室に設置した指揮情報処理装置及び警察署等に設置した指令用端末装置で構成するネットワークシステムをいう。

(運営の基本)

第3条 地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、関係所属長と緊密な連携を図り、通信指令室及び警察署通信室の機能を最大限に発揮し、警察活動を効果的に推進するものとする。

(通信指令業務)

第4条 通信指令室及び警察署通信室は、通信機器及び通信指令ネットワークシステムを活用して、次に掲げる通信指令業務を行う。

- (1) 110番通報等の受理
- (2) 110番通報等を処理するために行う指令及び手配、通報、照会等（以下「指令等」という。）
- (3) 緊急配備の発令及び解除
- (4) 前各号に掲げる業務に付随する業務

(通信指令室の設置)

第5条 地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に、通信指令室を置く。

2 通信指令室に、通信指令官及び通信指令室員を置く。

(通信指令官)

第6条 通信指令官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 通信指令官は、通信指令室員を指揮し、通信指令業務の円滑な推進に努める。

(職務の代行)

第7条 通信指令官は、通信指令課長が不在のとき、又は兵庫県警察本部宿直勤務規程（昭和49年兵庫県警察本部訓令第19号）第3条に規定する宿直の勤務時間（以下「執務時間外」という。）にあつては、この規程に定める通信指令課長の職務を代行するものとする。

(110番通報等の受理及び措置)

第8条 通信指令課長は、別に定めるもののほか、110番通報等の報告を受理したときは、通信指令官を指揮して、直ちに次に掲げる措置を執るものとする。

(1) 無線自動車等に対する現場臨場の指令

(2) 110番通報等の事案の発生場所を管轄する署長、交通部高速道路交通警察隊長及び関係所属長に対する必要な指令等

(3) 関係機関・団体に対する手配、通報又は協力要請

2 通信指令室員は、110番通報等の措置状況について、別に定めるところにより、明らかにしておかなければならない。

(110番通報等の受理と指令等との分離)

第8条の2 通信指令室においては、110番通報等の受理と当該通報に係る指令等とを、別の警察職員が行うことを原則とする。

(本部長への報告)

第9条 通信指令課長は、次に掲げる事件事故等の報告を受理したときは、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(1) 大規模事故災害

(2) 重要特異な凶悪事件

(3) 拳銃等使用事件

(4) 暴力団の抗争事案

(5) 重要特異な警備事案

(6) 警察施設、装備資機材の特異な被害事案

(7) 前各号に掲げるもののほか社会的反響が大きい事件事故等

(緊急事案に対する運用等)

第10条 地域部長は、110番通報等の内容が緊急事案に該当すると認められるときは、当該事案を主管する部若しくは課の長又は当該事案の発生地を管轄する警察署の長の指揮体制が確立するまでの間、通信指令課長に警察職員及び無線自動車等の運用に係る指令等を行わせることができる。

2 通信指令課長は、兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）第48条の3第1項の規定により署長又は交通部高速道路交通警察隊長からの要請を受けたときは、関係所属長に対して、当該要請を行うものとする。

(警察署通信室の設置)

第11条 警察署に、警察署通信室を置く。

2 警察署に、通信責任者及び通信員（以下「通信責任者等」という。）を置く。

(通信責任者)

第12条 通信責任者は、地域官若しくは地域交通官又は地域課長若しくは地域交通課長をもつ

て充てる。ただし、執務時間外で地域警察運営規程（平成6年兵庫県警察本部訓令第26号）第8条に規定する交替制の地域課長若しくは地域交通課長の配置のない所属にあっては、警察署当番責任者が代行するものとする。

2 通信責任者は、通信員を指揮し、通信指令業務の円滑な推進に努めるものとする。

（通信員）

第13条 通信員は、地域課員の中から署長が指定するものとする。ただし、執務時間外にあっては警察署当番員を指定することができる。

2 通信員は、通信責任者の指揮を受け、常に、送受信体制を確立して、通信指令業務を行うものとする。

（警察署通信室における110番通報等の受理及び措置）

第14条 署長は、110番通報等を受理したときは、通信責任者を指揮し、第8条に準じた措置を執るものとする。

2 通信責任者等は、緊急事案に関する通信を行うときは、通信運用規程第3条第9号に規定する地域系を活用するものとする。

（処理結果等の報告）

第15条 通信責任者は、通信指令室からの指令等に基づく110番通報等の処理結果について、速やかに地域部長に報告（通信指令課長経由。以下同じ。）しなければならない。

（現場臨場警察官の措置）

第16条 通信指令課長又は署長の指令に基づき現場に臨場した警察官は、次に掲げる事項について速やかに通信指令課長又は署長に報告しなければならない。

(1) 事案の概要

(2) 処理結果（当該処理に係る判断理由並びに判断者の階級及び氏名を含む。）

(3) 現場到着時間及び取扱終了時間

(4) 前各号に掲げるもののほか、事案処理に必要な事項

（警察署における事案認知時の措置）

第17条 署長は、直接急訴を受理した場合において、関係所属に手配又は通報を必要とするときは、地域部長に速やかに報告するものとする。

（重要指令の優先）

第18条 緊急事案に係る指令は、他の通信指令業務に優先して行わなければならない。

（通信指令ネットワークシステムの運用）

第19条 通信指令ネットワークシステムの運用責任者は、通信指令課にあっては通信指令官、警察署にあっては通信責任者とする。

2 運用責任者は、110番通報等の処理、緊急配備の発令及び解除その他の通信指令業務について、通信指令ネットワークシステムが有効に活用できるように運用するものとする。

（データの整備及び保護）

第20条 通信指令課長及び署長は、通信指令ネットワークシステムのデータの整備に努めるとともに、漏えい、滅失、き損、改ざん等の予防その他データの保護に努めなければならない。

（通信指令室員等の心構え）

第21条 通信指令室員及び通信員は、通信指令業務を効果的に行うため、次に掲げる事項に留

意しなければならない。

- (1) 110番通報等の受理に当たっては、通報者の立場を尊重した応対に心掛けること。
- (2) 通信指令業務の重要性を自覚し、迅速かつ的確な事案処理に努めること。
- (3) 通信機器の操作に習熟するとともに、通信技術の向上に努めること。
- (4) 管轄区域の地理に精通するように努めること。
- (5) 無線自動車等の活動態様の把握に努めること。
- (6) 指令は、具体的かつ簡潔明瞭に行うこと。
- (7) 通信の秘密の保持に努めること。

(適性を有する者の配置等)

第22条 警察本部長及び署長は、通信指令業務の専門性に鑑み、通信指令業務についての適性を有すると認められる者を通信指令業務に従事させるものとする。

2 警察本部長、通信指令課長及び署長は、通信指令業務に従事する者に対し、職務遂行に必要な専門的な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。この場合においては、警察職員の通信指令業務に係る技能及びこれに関する知識について、通信指令技能に関する検定その他の方法により、効果的な把握に努めるものとする。

(広報活動の実施)

第23条 通信指令課長及び署長は、110番の正しい利用方法について、あらゆる機会を通じて広報活動を実施するものとする。

(細則の制定)

第24条 通信指令課長及び署長は、この規程の実施について必要な細則を定めるものとする。

2 前項の細則を定め、又は改廃するときは、本部長の承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月27日本部訓令第14号)

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月21日本部訓令第12号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月11日本部訓令第12号抄)

この訓令は、平成29年5月11日から施行する。

附 則 (平成29年5月22日本部訓令第13号抄)

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月5日本部訓令第16号抄)

この訓令は、平成29年7月5日から施行する。

附 則 (令和8年3月24日本部訓令第15号抄)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。